

平成21年度

訪問介護

集団指導資料

平成22年1月26日(火)

" 28日(木)

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課

☆岡山県保健福祉部長寿社会対策課ホームページ（運営：岡山県）

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35

集団指導資料については、長寿社会対策課のホームページからダウンロードが可能。

平成21年度集団指導(訪問介護) 資料目次

平成22年1月26日(火) 15:00~
平成22年1月28日(木) 15:00~
岡山テルサ(テルサホール)

資料1 介護保険指定事業者に対する指導及び監査について

・ 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法	1
・ 指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定(介護保険法)	4
・ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要	7

資料2 自己点検シート(訪問介護・介護予防訪問介護)

・ 人員・設備・運営編(岡山県版)	22
・ 介護報酬編(岡山県版)	32

資料3 事業運営上の留意事項

・ 主な関係法令	42
・ 実施に当たっての留意事項について	47
・ 介護報酬の算定上の留意事項について	61
・ 指定(更新)申請、各種届出について【申請・届出の手引き(抜粋)】(平成21年8月版)	69
・ 介護保険事業者の法令遵守について	82

資料4 その他事業運営上の留意事項

・ 訪問介護の営業時間(平成14年7月25日事務連絡)	85
・ 訪問介護員の取扱いについて(平成20年2月15日長寿第1529号)	86
・ 介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について (平成21年4月1日基発第0401005号)	88
・ 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱い について(平成18年12月1日事務連絡)	97
・ 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	103
・ その他参考資料	106

資料5 訪問介護計画の作成について(指定訪問介護事業者) 別冊

資料6 訪問介護Q&A取りまとめ集 別冊

介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法

1 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

2 実地指導

- 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。

○ 指導内容

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）

① 事前に提出を求める書類等

- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者（入所・通所系サービスのみ）

② 実地指導日に提出を求める書類等

- ・自己点検シート（人員・設備・運営編）
- ・自己点検シート（介護報酬編）

3 監査

- 監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

4 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施

株式会社コムスンの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日に閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」するという方針が示されました。

本県におきましても、この国の方針を踏まえ、この5年間を重点指導期間として営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を、順次、実施していきます。

○監査実施方法について

任意抽出した営利法人の運営する介護サービス事業所について、監査（書面検査）の実施通知を行います。通知のあった事業所については、自己点検シートを作成し、事業所を所管する県民局に提出してください。

なお、書面検査の結果等により、県が必要と認める場合には、監査（実地検査）を別途実施しています。

※報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止があるので十分留意してください。

5 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

6 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないので返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方にについて

指定居宅サービス事業者等の指定取消し等の規定【介護保険法】

● 指定居宅サービス事業者に係るもの（下線部は、平成21年5月1日施行部分）
（※指定取消し等の事由について、指定居宅介護支援事業者は法第84条、指定介護予防サービス事業者は法第115条の9を参照）

条文（参照条文見出しで表記）	参考照 条 文 等
【指定の取消し等】	
第一七条 都道府県知事は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	
一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号（第五号の二に該当するものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の二に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは。	【指定居宅サービス事業者の指定：欠格事由】 第七十条第二項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は居宅介護支援事業所による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護）に該当するときは、第二号から第六号まで又は第七号から第十一号までのいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。
二 指定居宅サービス事業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の第二号 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第七十七条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。	第一号 申請者が法人ではないとき。 第二号 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
三 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項第三項第五号の二、第一百七十二条第三項第四号の一、第五十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二、第一百七十二条第三項第四号の一、第五十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二及び第二百三十三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく納付額の三分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納付額の三分を受けた後、当該処分を受けた者が、当該処分を負う保険料等に限る。第二百三十四条第三項第五号の二及び第二百三十五条の二 第一百七十二条第三項第四号の一、第五十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二及び第二百三十三条第二項第五号の二、第一百七十二条第三項第五号の二及び第二百三十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二における保険料等の納付義務を負つて納付義務を負つことを定める法律によつて納付義務を負つることを定めたときは。	第三号 申請者が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったときは。
四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったときは。	第四号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識及び技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったときは。	第五号 申請者が、この法律その他の法律による國民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第二項第三項第五号の二、第一百七十二条第三項第五号の二及び第二百三十三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの場合に基づく納付額の三分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納付額の三分を受けた後、当該処分を受けた者が、当該処分を負う保険料等に限る。第二百三十四条第三項第五号の二及び第二百三十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二及び第二百三十五条の二 第一百七十二条第三項第五号の二における保険料等の納付義務を負つて納付義務を負つことを定めたときは。
六 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったときは。	第六号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五条规定により指定された者が法人である場合には、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者又は法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該生人の役員業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他の法人に対する権限を有する者であるかを問わず、法人に対する権限を有するものと認める者）である。

五 居宅介護サービス費の請求に関する不正があつたとき。

六 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従つず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定居宅サービス事業者は又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求めてこられに応ぜず、同項の規定による質問に対する答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれららの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その従業員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

「役員等」という。)であつた者は、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分的理由どなつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事業に關して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることができるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第六号の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百五十五条第三項第一項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第五十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由どなつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第六号の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくは(申請者の親会社等といつ。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業に重要な影響を与える者(申請者の親会社等といつ。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第百五十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由どなつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分を了した者(当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して当該事業に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七号 申請者が、第七十七条第一項又は第百五十五条第三項第六項の規定による指定の取消しの処分に係る検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めることにより道府県知事が当該申請者に当該申請者が当該指定居宅サービス事業者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事業に關して当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七号の二 申請者が、第七十七条第一項の規定による通知があつた日又は処分をしておらず、(第一項の規定による指定の取消しの処分を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めることにより道府県知事が当該申請者に当該申請者が当該指定居宅サービス事業者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事業の廃止の届出をした者(当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第八号 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等における場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の金銭措置(一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき)。

の日前六十日以内に当該届出に係る法(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九号 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
第十号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第十一号 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当する者であるとき。

【指定居宅サービス事業者の義務】

第七十四条第五項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【法第七十七条第一項九号により政令で定めるもの】

介護保険法施行令第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、(略)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 一 健康保険法 | 九 身体障害者福祉法 | 十七 言語聴覚士法 |
| 二 児童福祉法 | 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 十八 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) |
| 三 栄養士法 | 十一 社会福祉法 | 十九 障害者自立支援法 |
| 四 医師法 | 十二 知的障害者福祉法(昭和三五年法律第三十七号) | 二十 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 |
| 五 臨科医師法 | 十三 施事法 | |
| 六 保健師助産師看護師法 | 十四 薬剤師法 | |
| 七 歯科衛生士法 | 十五 老人福祉法 | |
| 八 医療法 | 十六 理学療法士及び作業療法士法 | |
| 九 身体障害者福祉法 | 十七 老人保健法 | |
| 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 十八 社会福祉士及び介護福祉士法 | |
| 十一 社会福祉法 | 十九 義肢装具士法 | |
| 十二 知的障害者福祉法(昭和三五年法律第三十七号) | 二十 精神保健福祉士法 | |
| 十三 施事法 | 二十一 言語聴覚士法 | |
| 十四 薬剤師法 | 二十二 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) | |
| 十五 老人福祉法 | 二十三 障害者自立支援法 | |
| 十六 理学療法士及び作業療法士法 | 二十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | |
| 十七 老人保健法 | | |
| 十八 社会福祉士及び介護福祉士法 | | |
| 十九 義肢装具士法 | | |
| 二十 精神保健福祉士法 | | |

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 42 号） の施行について

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 42 号）については、平成 20 年 5 月 21 日に参議院において全会一致で可決・成立し、同月 28 日に公布された。
- 同法の施行日については、平成 21 年 1 月 23 日に閣議決定された「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 21 年政令第 9 号）において、平成 21 年 5 月 1 日と定められたところである。
- 同法においては、
 - ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容
 - ・ いわゆる連座制が適用されない場合
 - ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消・処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義等について厚生労働省令で定めることとしているが、具体的な内容については以下のとおりである。

【省令の概要】

(1) 業務管理体制の整備

① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとしているところ、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	一	一
20～99	必要	必要	一
100～	必要	必要	必要

*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

業務管理体制の整備をした事業者は、遅滞なく整備した事項を届け出なければならないものとする。なお、経過措置として施行後6月を経過するまでの間における業務管理体制の届出は、平成21年10月31日までに行うこととしている。

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

*届け出た事項に変更があったときは、介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき者及び変更前の区分により届け出るべき者の双方に届け出なければならないこととする。

(2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

① 法第70条第2項第6号、第6号の2等関係

今般の法改正では、法第70条第2項第6号及び同項第6号の2等において、いわゆる連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消の処分の理由となつた事実等を考慮し、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合については、連座制を適用しないこととしたと

ころ、その要件について、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他
の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由
となつた事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、
当該事業者が当該指定等の取消しの理由となつた事実について組織的に関与
していると認められない場合と規定する。

② 法第70条第2項第6号の3等関係

法第70条第2項第6号の3等に規定する、指定等に係る欠格事由である「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」について、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に關与している法人と規定する。

また、①と同じく、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他
の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となつた事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

* 1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第70条第2項第7号等関係

法第70条第2項第7号の2等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第76条第1項等の規定による検査日から10日以内にその検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

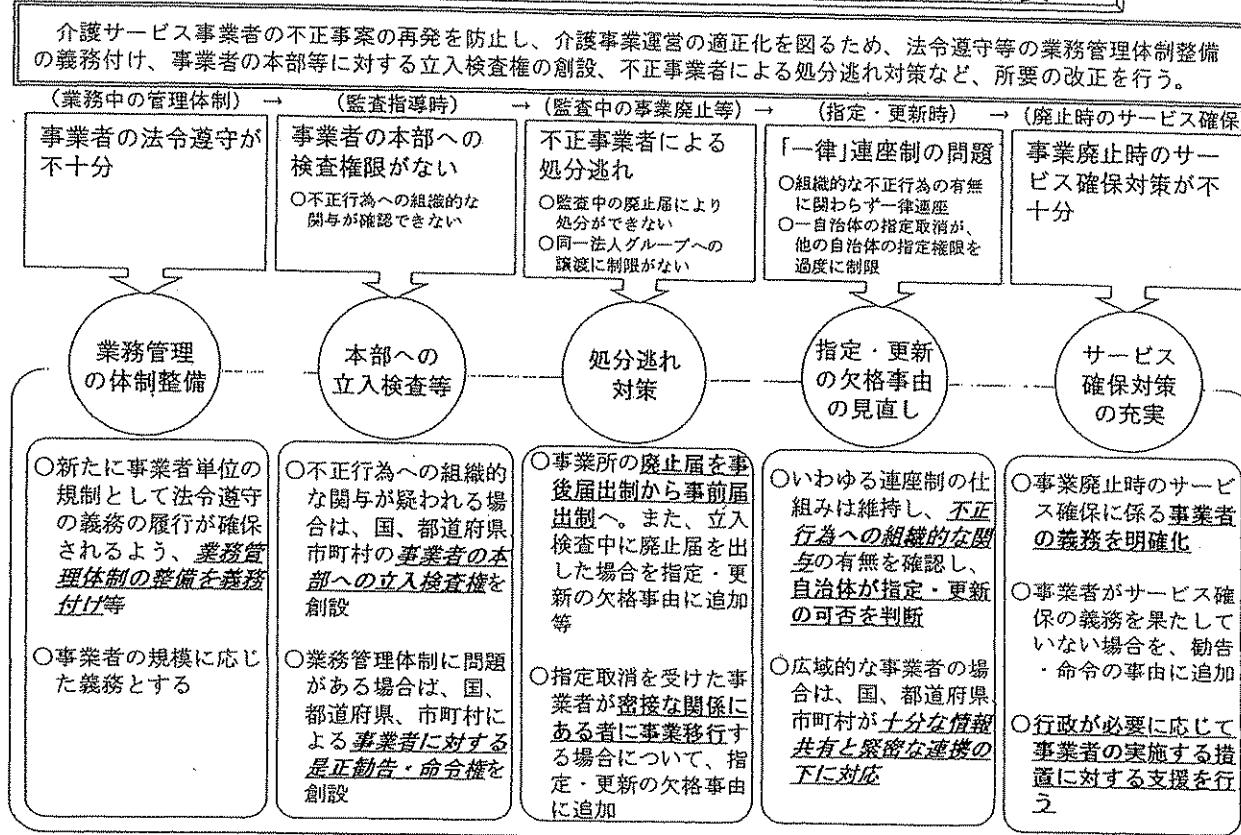
*既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行では、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、今般の法改正に伴い、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者等の名称等、事業所等の名称及び所在地、指定等の年月日等、サービスの種類を公示することとする。

*介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

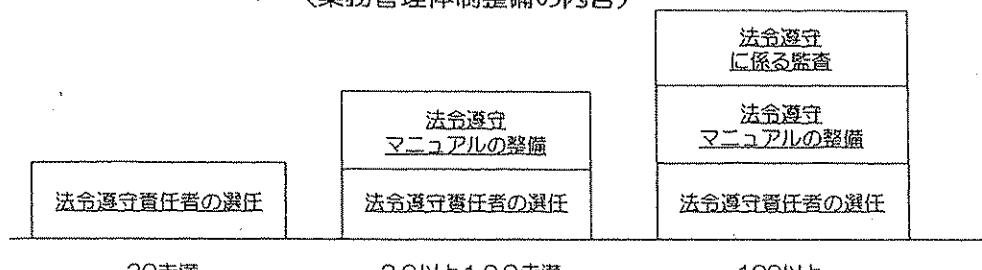


施行期日：平成21年5月1日(政令事項)、省令：平成21年厚生労働省令第54号(平成21年3月30日公布)

業務管理体制の整備(1)

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事業などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



届出先

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣(一部、地方厚生局長に委任)
② 地域密着型サービス(預防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

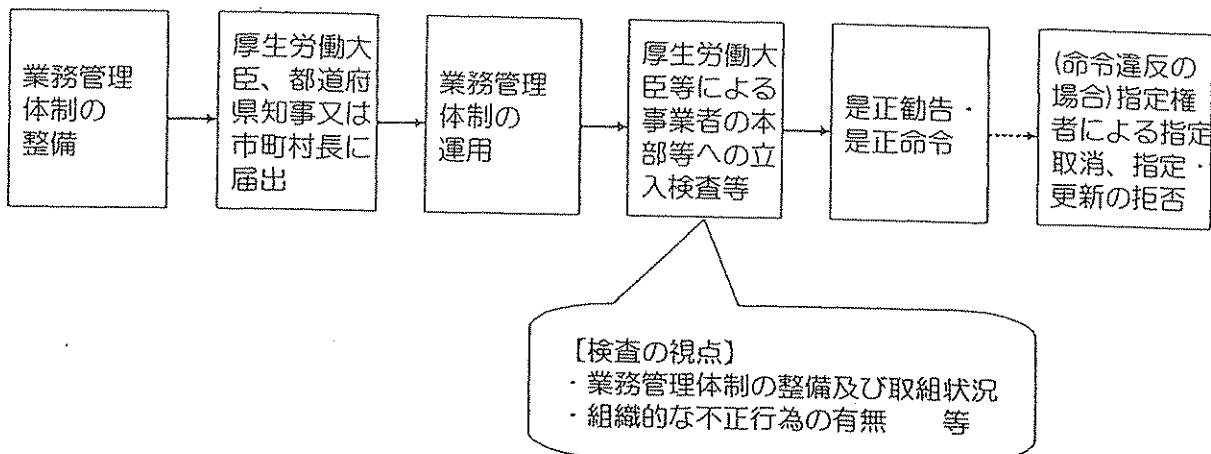
※業務管理体制の最初の届出は、平成21年10月31日までに行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ通所リハビリ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

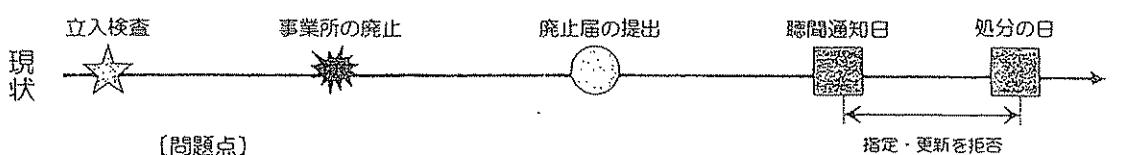
(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

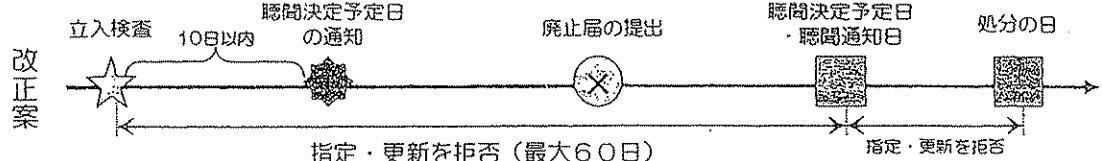
立入検査中の廃止届の制限

- 立入検査の日から10日以内に、指定権者が検査日から起算して60日以内の特定の日(聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日))を事業者に通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



[問題点]

聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。
※ 聽聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



[効果]

監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
→ 処分迷れを防止

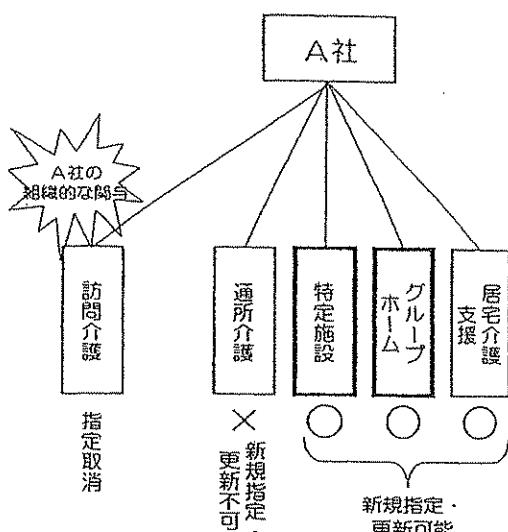
連座制の適用関係について

連座制とは：一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

連座制が適用されない場合：指定取消処分の理由となった事実に関して、事業者が組織的に関与していると認められない場合（事業者の役員（法人でない場合は事業所の管理者）からの指示に基づき不正が行われたと認められない場合）。

連座制が適用される範囲：原則として同一サービス類型内で連座するが、居宅サービス（予防含む）及び地域密着型サービス（予防含む）は、在宅系サービスと居住系サービスに区分される。

連座制の適用イメージ



改正後のサービス類型

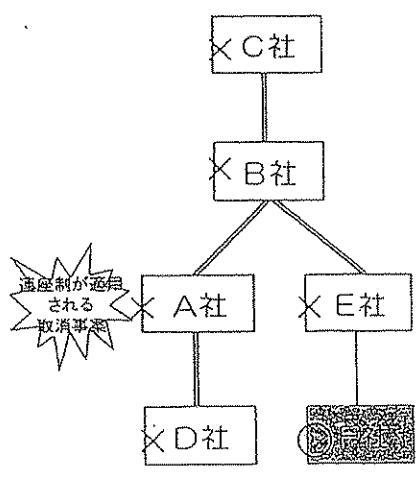
◎ 指定居宅サービス 【在宅系サービス】 ○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問巡回 ○通所介護 ○短期入所 等
【居住系サービス】 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
◎ 指定地域密着型サービス 【在宅系サービス】 ○夜間対応型訪問介護 等
【居住系サービス】 ○認知症共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 等
◎ 指定居宅介護支援
◎ 指定介護老人福祉施設
◎ 介護老人保健施設
◎ 指定介護療養型医療施設

* 指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても、特定施設等は区分されている。

密接な関係にある者が指定取消処分を受けた場合の指定・更新の拒否

- 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、申請者の新規指定・更新を拒否する仕組み。

具体例



次のすべての要件に該当する場合、サービス類型ごと（居住系サービスを除く）に申請者の新規指定・更新が拒否される。

[同一法人グループであること]

- 株式会社、持分会社であって議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資していること（親会社等の議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資している場合も含む）

[連座制が適用される取消処分であること]

- 同一法人グループ内の法人で連座制が適用される取消事案が発生した場合

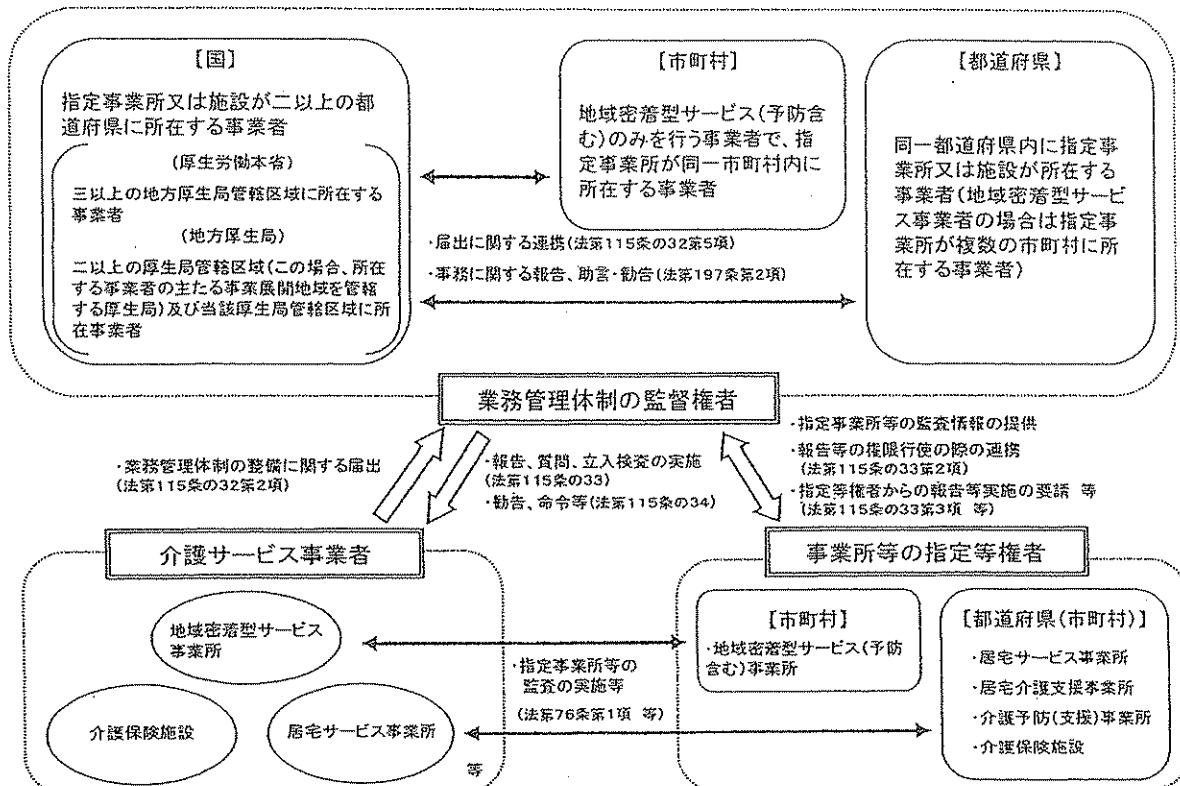
[指定取消処分を受けた法人と申請者が密接な関係にあること]

- 「申請者の（申請者が）重要な意思決定に関与している法人」又は「申請者の親会社等が重要な意思決定に関与している法人」であること（重要な意思決定とは、役員又は役員で構成する機関で意思決定を行うこととされている事項）。

* 指定・更新が拒否される範囲は、事業者内の連座制の適用と同様に、居宅サービス内の特定施設、地域密着型サービス内のグループホーム等居住系サービス等を区別する。

— :過半数の議決権又は資本金の出資及び重要な意思決定への関与
× :新規指定・更新の拒否
○ :新規指定・更新が可能

業務管理体制の監督体制等



国における監督体制等

- 法第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の実施

区分	担当部局	厚生労働省老健局	地方厚生局
一般検査	指定事業所又は施設が三以上の厚生局管轄区域に所在する事業者	指定事業所又は施設が二以上の厚生局管轄区域(この場合、所在する事業者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域に所在する事業者	
特別検査	指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者(厚生局と合同実施)		一般検査に同じ(ただし、老健局と合同実施)

※ 法第115条の32第2項に基づく届出等に関する事務処理は一般検査の区分に同じ。

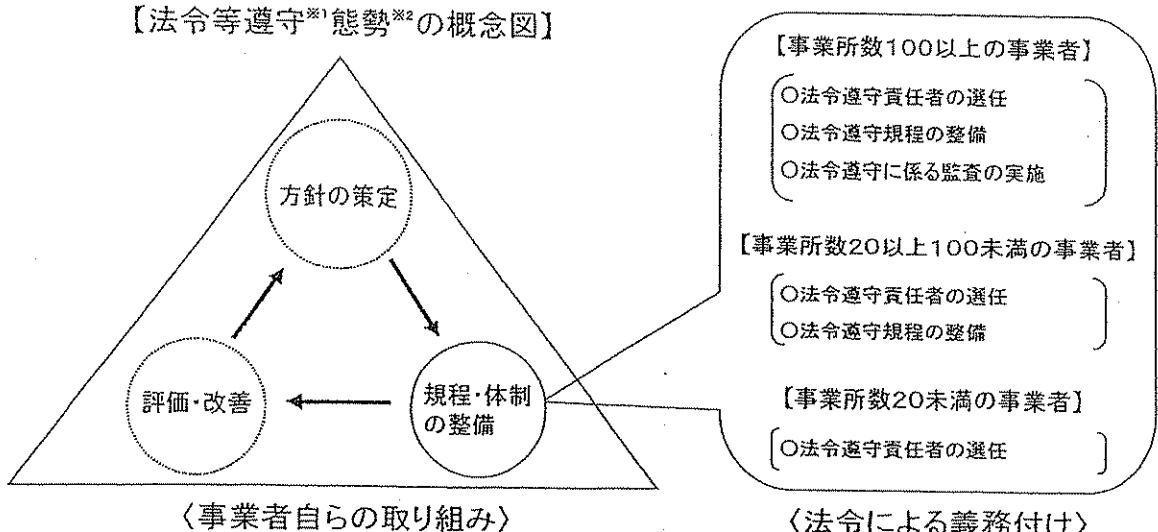
- 法第197条第2項の規定により、都道府県及び市町村が法第5章第9節の規定に基づいて行う業務管理体制の整備に関する監督事務に対する報告の求め、助言・勧告

厚生労働省老健局及び地方厚生局(管轄区域の都道府県及び市町村)と合同で実施

業務管理体制の整備(2)

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する業務管理体制の一部であることに留意する。

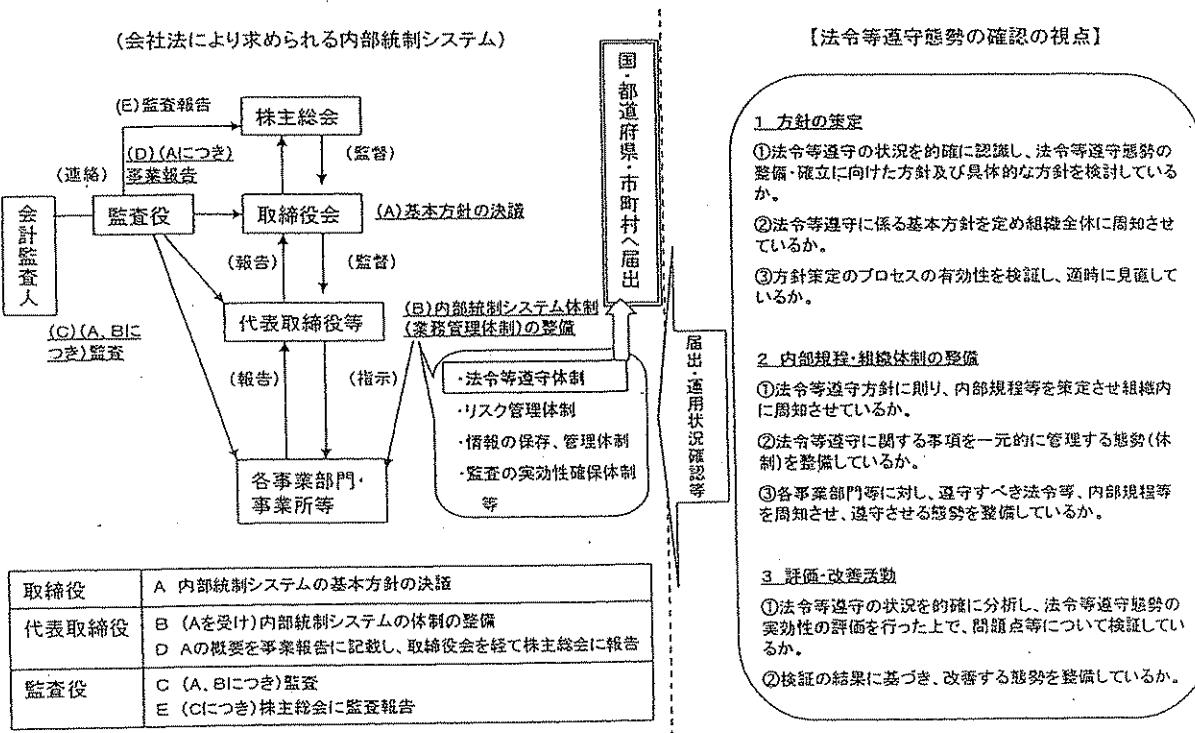
【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

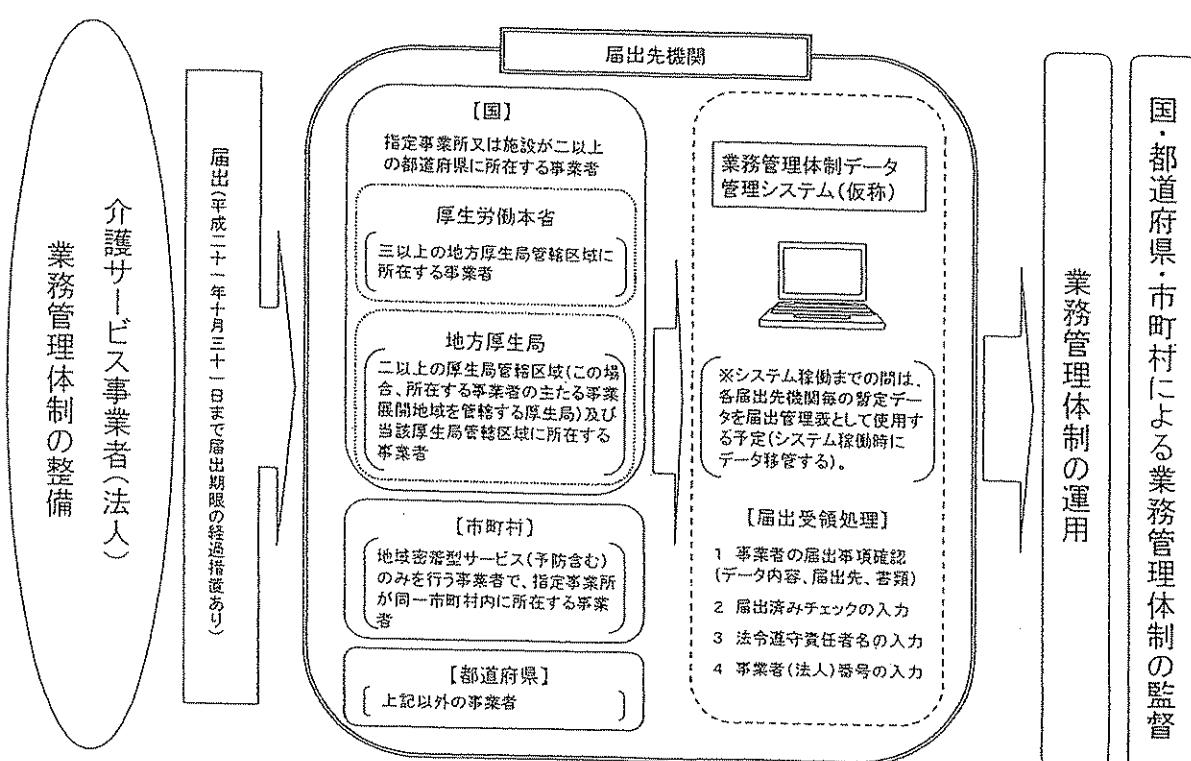
業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ



業務管理体制の整備に関する届出

対象の事業者	届出する事項	【届出先区分】	【届出先】
全ての事業者	事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 老健局
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日	① 三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 ② 二以上の厚生局管轄区域(この場合、所在する事業者の主たる事業展開地域を管轄する厚生局)及び当該厚生局管轄区域内に所在する事業者	地方厚生局
指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための業務執行の状況の監査の方法の概要	上記以外の事業者	都道府県

業務管理体制整備に係る届出の事務処理



I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。

※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証(連座制の適用判断)。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

必要に応じ行政上の措置

関係機関の十分な連携

特に、立入検査を実施する場合は、当該事業所等の指定等権限を有する指導監督部局及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努める。

介護サービス事業者の 業務管理体制の監督機関		指定介護サービス事業所等 の指導監督機関	
区分	立入検査等 実施機関	区分	指導・監査 実施機関
① 指定事業所又は施設 が2以上の都道府県 に所在する事業者	厚生労働大臣	① ・指定居宅サービス事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・指定介護予防(支援)事業所 ・介護保険施設	都道府県知事 (市町村長)
② 同一都道府県内に指定 事業所又は施設が所 在する事業者	都道府県知事	② 地域密着型サービス (予防含む)指定事業所	市町村長
③ 地域密着型サービス (予防含む)のみを行 う事業者で、指定事業所 が同一市町村内に所在 する事業者	市町村長		

連携
・事業者本部等へ
の立入検査
・指定事業所への
検査

検査等の実施に際しての基本原則

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費で成り立っている公的な性格がきわめて強い制度。利用者保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、業務管理体制の実態を検証しなければならない。

2 補強性の原則

適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、検査担当部局は、これを検証する立場。

他方、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するように配慮しなければならない。

この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を指摘したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

3 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する。

内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

4 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるよう事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

5 プロセスチェックの原則(※)

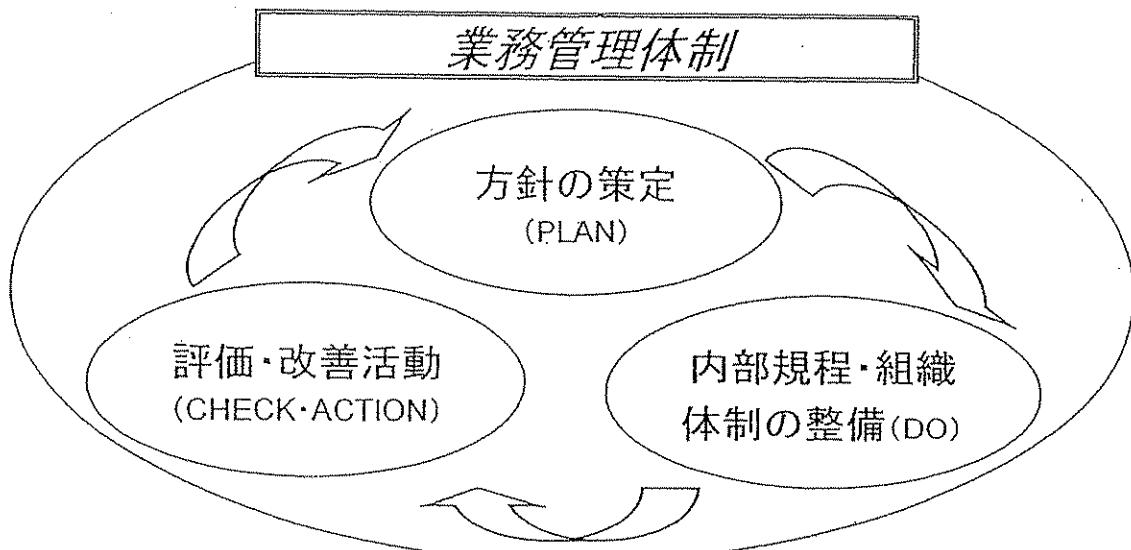
検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証。

ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する。

(※)一連のプロセスに重点を置いた検証

PDCAサイクルを組み合わせた体制(態勢)整備のプロセスを確認

- ①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。



検査等の実施に際しての検査担当職員の心得

1 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

2 法に定める適正な手続

適正な手続きを確保するとともに、法律の目的に照らして必要のない点にまで検査に及んでいないか不斷に問い合わせなければならない。

3 信頼性の醸成

検査は信用と信頼が最も大切な要素であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密保持の徹底、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

4 自己研鑽

介護サービス業務に関する法令、確認検査実施に当たっての考え方等を正しく理解し、介護サービスに関する知識や検査実務の習得に努めなければならない。

II 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

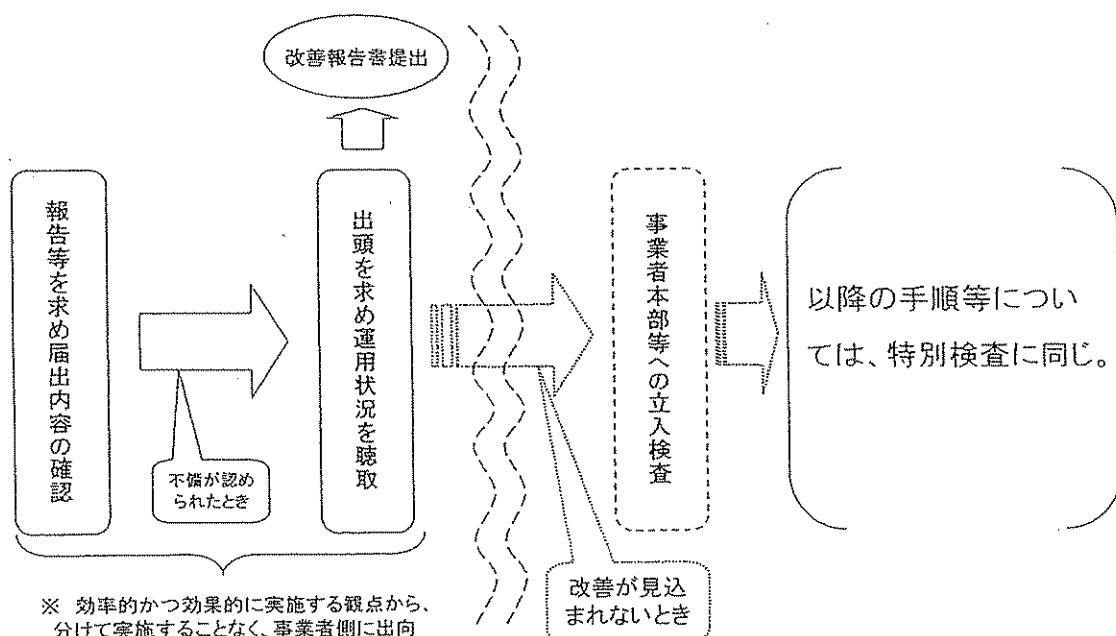
(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

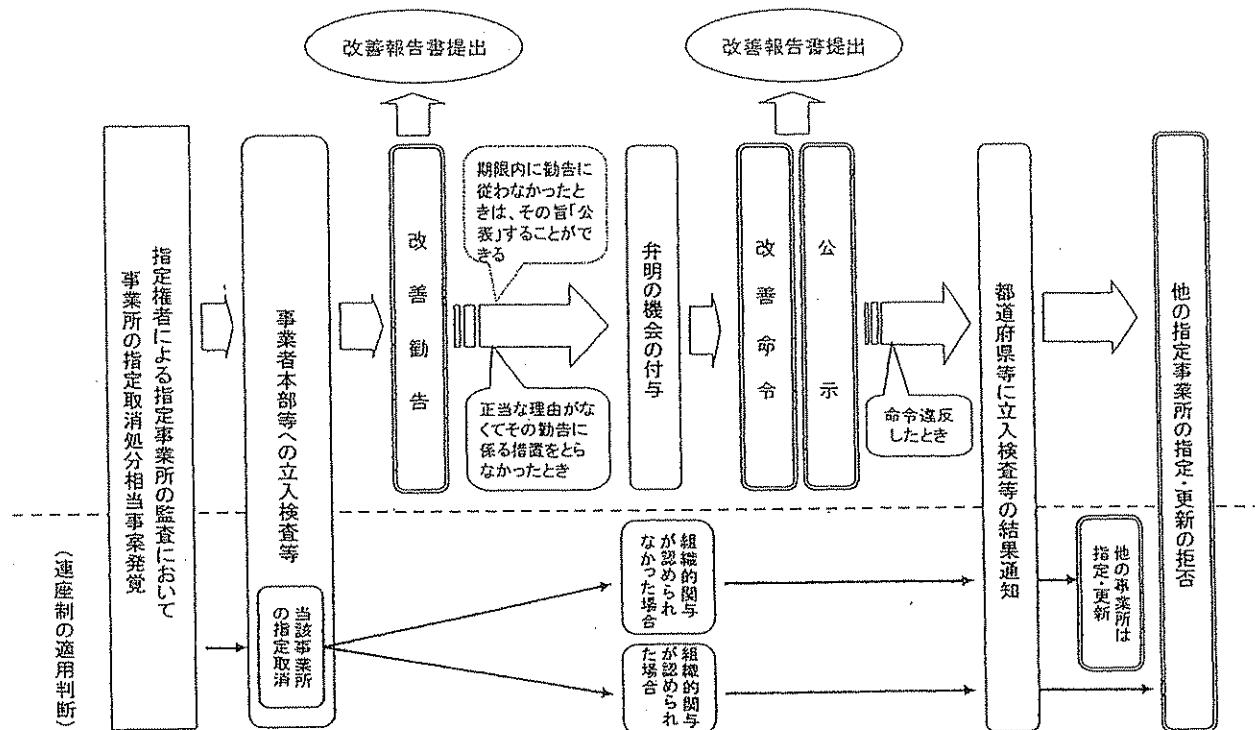
【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、
分けて実施することなく、事業者側に出向き
報告等を聴取することは差し支えない。

ただし、これは報告の徵収等であり立入
検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分 相当事案が発覚した場合に実施)



各法人種別における指定取消等事業所数(サービス別・全国)

(H21.2.19開催の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」より)
(単位:事業所)

事業者区分	取消等事業所数(合計)	(内訳)																									
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅介護指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護療養型医療施設	介護予防訪問介護	介護予防訪問看護	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護	特定介護予防福祉用具販売	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護				
営利法人 (株式会社、有限会社、合資会社等)	417(7)	184(3)	5	13(1)		36(1)		1		3	20	1	96(1)			22(1)	2	5	1	1	3	17	3	4			
特定非営利活動法人	49	17	1			5				1	1	18				1				1	1	1	3				
医療法人	58(3)	1		4	2	5	1	7	6			10(2)		2(1)	20												
社会福祉法人	35(1)	6		2	2	4		4	3	4	1			14(1)													
その他 (個人、企業組合、地方公共団体等)	24(1)	2(1)												1	1		5	1		1							
計	583(12)	210(4)	6	19(1)	4	9	46(1)	14	5	10	4	21	2	139(4)	1	2(1)	25	24(1)	2	5	2	1	2	3	20	3	4

注1) ()内の件数は「指定の効力の一部又は全部停止件数」別扱。

注2) 介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについて、平成18年度に消却件数が報告されていないサービスについては項目を省略。